

7 医療機器が製造販売業者等により指示されたたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び单一故障状態において、発電的な電気リスクを可能な限り防 止できるよう設計及び製造されていなければならぬ。	JIS T 0601-1:医用電気機器第1部:安全に関する一般的要項	電気エネルギー 機械エネルギー 放射エネルギー
	13 一般 14 分類に関する要項事項 15 電圧及び／又はエネルギーの制限 16 外装及び保護力バー 17 分離 18 保護設置、機能設置及び等電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 防電圧 52 異常作動及び故障状態 56 部品及び組立一般 57 電源部 58 保護接地 59 構造及び配置	JIS T 0601-1:医用電気機器第1部:安全 全 15-20 第三章 電擊の危険に対する保 護 56 部品及び組立一般 57 電源部

## (機械的危険性に対する配慮)

第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 0601-1:医用電気機器第1部:安全に関する一般的な要求事項	機械工エネルギー ●重力、●振動、 (患者ベット可動部分 ガントリーのチルト機構)	●X線管球交換時の墜つたネジの取り付けによる損傷 ●指示どおりに被検者を固定しない。 ●保証重量を超える患者に使用する。
	21 機械的強度	●管球用ラジエータ取り付けネジ緩みによる、ラジエータ脱落 ●作業者による締め付け不良 ●右手骨折及び裂傷(10針)	
	22 動く部分		
	23 表面、角及び縁		
	24 正常な使用時における安定性		
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	25 飛散物		
	26 懸垂機構		
	JIS Z 4751-2-44:医用X線CT装置—安全		
	22 動く部分		
	27 空気及び水力		
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えられるよう設計及び製造されていなければならない。			
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 56.3 a) 接続機の構造		
5 医療機器のうち容易に触れる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 42.過度の温度	熱エネルギー ●高温度	

(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)			
第14条 患者に工エネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されなければならない。	2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられてなければならない。	3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これら的情報は、使用者(医療機器の使用にあたつて患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。	

(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投棄医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿つて適正に操作できるように設計及び製造されなければならない。	2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されなければならない。	3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たつて使用者が検証できる手順を含めておかなければならぬ。	

(製造業者・製造販売業者が提供する情報)

<p>使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の適切性を確認するために必要な情報を提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。</p>	<p>JIS T 0601-1: 医用電気機器 第一部: 安全に関する一般的な要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附屬文書に関する要求事項 JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的な要求事項 - 第2節 副通則 一電磁両立性 - 要求事項及び試験 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附屬文書に関する要求事項 IEC 60601-1-3: Medical electrical equipment - Part 1: General requirements for safety - 3. Collateral standard: General requirements for radiation protection in diagnostic X-ray equipment 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附屬文書に関する要求事項 IEC 60601-2-28: Medical electrical equipment - Part 2: Particular requirements for the safety of X-ray source assemblies and X-ray tube assemblies for medical diagnosis 6.1(c)3) 公称焦点値(外側の表示) 6.8.3bb)3) 公称焦点値(技術説明書) JIS Z 4751-2-44: 医用X線CT装置 - 安全 6 標識、表示及び文書 及びその他の項のラベル、附屬文書に関する要求事項 医療機器の添付文書の記載要領について (薬食発第0310003号 平成17年3月10日)</p>	<p>●不十分な暖気運転 (ウォームアップ)による 画質不良</p>
	<p>JIS T 14971: 医療機器 - リスクマネジメント の医療機器への適用</p>	

(性能評価)

第16条 医療機器の性能評価を行ったために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他関係法令の定めるところに従つて収集されなければならない。	医療機器の製造販売認証申請について (薬食第03310332号 平成17年3月31日) 別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従つて実行されなければならない。	

## 対象品目(磁気共鳴画像診断装置)

第一章 一般的要件事項	適用規格 (ISO, IEC, etc.)	適用規格 (JIS, etc.)	ハサード(ISO 14971)	危険状態(ISO 14971)	不具合・有害事象 (厚 労省報告ベース)	ユーチビリティ・HFE・ユー スエラ
(設計)  第1条 医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用法に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し並びに教育及び訓練を受けた使用者によって適正に使用された場合において、使用者及び患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに発生する危険性の程度が、その使用によりて患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されなければならない。	ISO13485					
(リスクマネジメント)  第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にになると判断されるよう危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実可行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。  (医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	ISO14971					
	ISO13485					

(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が認定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従つて、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を尊重する影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	[ISO13485]
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従つた条件下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されなければならない。	[ISO13485]
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	[ISO13485 ISO14971]

## 第二章 設計及び製造要求事項 (医療機器の化学的特性等)

第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されてなければならない。 一 毒性及び可燃性 二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性 三 便度、摩耗及び疲労度等	IEC60601-1 UL94	化学的ハザード ・摩耗及び疲労度等による外接の劣化 ・使用状況に適しない材質使用 熱エネルギー ・高温
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対する汚染物質及び後留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるよう設計、製造及び包装されていなければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払わなければならない。		

3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されなければならない。			
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。			
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。			
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又は、その医療機器から逸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されなければならない。	IEC60601-1 液体・風塵等の侵入による電擊ハザード(高電圧部のショート)		使用工具 ・注意不足による不適切な管理(液体侵入等)

(微生物汚染等の防止)

第8章 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたつて第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性があり、これらの危険性を、合理的に実行可能にして設計されなければならない。  
 一 取扱いを容易にすること。  
 二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。  
 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。

2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来組織等」という。)は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報と、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認される方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件下輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。	6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされたよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従つて、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点での無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。				

7 滅菌又は特別な生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されているための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。	
8 滅菌を施さなければならぬ医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならぬ。使用前に滅菌を施さなければならぬ医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれらが区別できるようにしなければならない。	
(製造又は使用環境に対する配慮)	
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。	IEC60601-1-1 不適切なラベリング ・組合わせ使用説明書の不足 不適切な操作説明書 ・医療機器と一緒に使用される不適切な付属品の仕様 電気エネルギー（機器間の漏れ電流）
使用工場 ・組合わせ使用の知識ベースの思い違い	

第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない。 一 物理的特性に関連した傷害の危険性 二 合成する危険性 三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関する危険性 四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性 五 検体を誤認する危険性 六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性 七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	IEC60601-1 IEC60601-1-2	機械エネルギー ・振動 ・ねじれ、せん断、張力の力 ・可動部分 ・可動部と位置決め 電気エネルギー ・ライン電圧	・患者テーブルに移送する際 ・患者テーブルが動いてしまう。 ・保守時にライン電圧に間に 違つて触れる。	・着脱式テーブルの脱落 ・日常の違反行為(患者さ ん補助手順の間違え等)
		環境的なハザード ・電磁波的干渉 ・他の装置との不適合性		
2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接触して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造されなければならない。	IEC60601-1 UL94	熱エネルギー ・高温度 電気エネルギー ・高電圧		
3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されなければならない。	IEC60601-1	環境的なハザード ・排出物による汚染		
(測定又は診断機能に対する配慮)				
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならぬ。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。				
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	NEMA MS 性能試験 IEC:不变性試験	機能ハザード ・不適切な診断 ・機能の喪失又は悪化 ・画像のアーティファクト		

3 診断用医療機器の性能が校正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの校正器又は標準物質に割り当てられている値の測定性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。		
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。		
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	IEC60601-1 結果の表示間違え 性能/特性の不適切な記載	注意不足 記憶の欠如
<b>(放射線に対する防御)</b>		
1 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。	IEC60601-2-33 放射線エネルギー ・非電離放射線(RF磁界)	
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合には、線量が使用者によつて制御できるように設計されなければならない。当該医療機器は、開運する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されなければならない。	IEC60601-2-33 放射線エネルギー ・非電離放射線(RF磁界)	RFコイルのケーブルが患者さんに直接触れてしまう。 ・RFエネルギー ・日常の違反行為
3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は感覚的警報を具備していかなければならない。	IEC60601-2-33 放射線エネルギー ・非電離放射線(RF磁界)	RF照射(SAR)の表示の間違え
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されなければならない。	IEC60601-1(CRT) 放射線エネルギー	

5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用する防護手段に対する防護手段、誤用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていないなければならない。	IEC60601-1 IEC60601-2-33	放射線エネルギー 不適切な操作説明書	IEC60601-1 IEC60601-2-33	・患者さんの体重の入力間違
				で、過度のRF照射が生じてしまう
(能動型医療機器に対する配慮)				
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使い目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられなければならない。	IEC60601-1-4	機能ハザード ・不適切な結果出力 ・不正確な計測 ・データ転送の過誤 ・機能の不全	・スキャン操作画面で誤入力 ・表示の時間と異なる時間で撮影 ・誤った向きの画像をサーバーに転送 ・画像の順序の誤表示	
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられないなければならない。				
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されなければならない。				

4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていなければならない。			
	IEC60601-1-2	環境的なハザード ・電磁波的干渉	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的かつ適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。			
6 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するよう設計及び製造されなければならない。	IEC60601-1-2	環境的なハザード ・電磁波的干渉	
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能ならぬ防止できるよう設計及び製造されていなければならない。	IEC60601-1	電気エネルギー 放射エネルギー 機械エネルギー	
(機械的危険性に対する配慮)			
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関する機械的危険性から、患者及び使用者を保護するよう設計及び製造されなければならない。	IEC60601-1	機械エネルギー ・患者の移動と位置決め ・可動部分	・患者さんに取り付けた造影剤注入・点滴などのチューブが、患者テーブル移動時に巻き込まれる
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。		非該当	
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えよう設計及び製造されなければならない。	IEC60601-2-33	機械エネルギー ・音エネルギー(騒音)	・耳栓の装着忘れ

4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されなければならない。	
5 医療機器のうち容易に触れる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	IEC60601-1 ・マグネットボア照明器具が ・触れやすい位置にある ・高温度

(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)

第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されなければならない。	2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の閾値的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じなければならない。
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これら的情報は、使用者(医療機器の使用にあたつて患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。	

(自己検査医療機器等に対する配慮)

第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されなければならない。	
--	--

2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果における誤使用の危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されなければならない。			
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように操能することを、使用に当たつて使用者が検証できる手順を含めておかなければならぬ。			
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならぬ。	IEC60601-1 IEC60601-2-33	不適切な操作説明書	
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行ったために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。			
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従つて実行されなければならない。			

## 対象品目(超音波診断装置)

### 第一章 一般的な要求事項

基本要素	適用規格 ISO, IEC, etc)	ハサード(ISO 14971)	危険状態(ISO 14971)	不具合・有害事象 労省報告ベース)	ユーザビリティ・HFE* ユースエラー
(設計)	ISO13485				
第1条 医療機器(車ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた使用者によって適正に使用された場合において、患者(医療機器の使用に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なよう設計及び製造されてなければならない。	(リスクマネジメント) ISO14971	第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容されなければならない。あると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。	(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者の意図する性能を發揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	ISO13485	

(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従つて、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受けるか、かつ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保管された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	ISO13485		
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従つた条件下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されなければならない。	ISO13485		
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならぬ。	ISO13485 ISO14971		

## 第二章 設計及び製造要求事項 (医療機器の化学的特性等)

第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。 一 毒性及び可燃性 二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性	IEC60601-1 UL94 ISO 10993-1	化学的ハサード ・磨耗及び疲労度等による外装の劣化 ・使用状況に適しない材質使用	・トランシスジューサーの音響レンズが「磨耗した状態で使用されている。」	・環境条件を無視した使用 ・点検保守事項の無視
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払われていなければならない。	ISO10993-7	化学的ハサード ・汚染 ・洗浄、消毒、又はテスト作用物質 ・熱エネルギー ・高温	・バイオブサイ手技に使うトランジューサーが滅菌液に適合していない材質を使用している。	・日常の違反行為 ・使用工場

3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同じ時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び開通する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されなければならない。	IEC60601-1 生物学的不適合 ・アレルギー、刺激性	トランスジューサーの音響レンズがアレルギー性をもつ。	使用エラー ・記憶の欠如
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性には、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。			
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されてなければならない。	IEC60601-1 液体・風塵等の侵入による電擊ハザード(高電圧部のショート)		
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、周発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から漏出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されなければならない。			
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたつて第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。	IEC60601-1 ISO13485 化学的ハサード ・洗浄、消毒、又はテスト作用物質	トランスジューサーの洗浄・消シャフトの一部にはがれ ・毒時に、ケーブル部分まで液体に漬けてしまう。	使用エラー ・日常の違反行為 ・知識ベースのミス
一 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に低減すること。 二 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。			
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。			

3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来組織等」という。)は、当該及び監視された動物から採取された動物の原産地に関する情報をお伝えし、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地において最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならぬ。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されていて他の方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件下輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。	ISO 13485 (薬食監麻第03330001号 平成17年3月30日)第4章 第4 病原菌パリティーション基準
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従つて、包裝の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようになります。	7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。	ISO 13485 (薬食監麻第03330001号 平成17年3月30日)第4章 第4 病原菌パリティーション基準	生物学的ハザード ・汚染 ・洗浄、消毒、又はテスト作用物質
8 滅菌を施さなければならぬ医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。			